

# 宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業 先着順申込募集要項

## 1 広告媒体等

### (1) 広告媒体

宮城県行政庁舎1階エレベーターの外扉（「別添1 宮城県行政庁舎1F位置図」参照）

※ 東側エレベーター9号機を除く9基を募集。

※ エレベーター外扉1箇所を1枠とし、広告枠の分割は不可

### (2) 広告の規格

エレベーター外扉のサイズ（縦2, 100mm・横1, 100mm）内

## 2 広告事業概要

### (1) 広告事業対象者

エレベーター外扉広告の掲出を希望する広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）

### (2) 広告の掲出期間

①令和7年3月7日（金）受付分まで

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

②上記①以降の受付分

県が指定する掲出日（申込月の翌々月開始日を想定）から令和8年3月31日（火）まで

※ 先着順申込枠は令和7年度末までの掲出を原則とし、掲出の延長は実施しない。令和8年度以降も広告の掲出を希望する場合には、令和8年度の通常募集にて申請すること。

※ 広告掲出中、1か月前までに申し出があれば掲出を取り下げることができる。この場合、すでに納付された広告料の返還は行わない。

※ 広告の掲出日及び時間等は県に従うこと。

### (3) 広告料

①令和7年3月7日（金）受付分まで

325,572円/年

（広告掲出料（税込）：275,532円、行政財産使用料（年間）：50,040円）

②上記①以降の受付分

（22,961円+4,170円）×（広告掲出期間の月数）

（広告掲出料（月当たり）：22,961円、行政財産使用料（月当たり）：4,170円）

※ 先着順申込分の広告料は、通常募集時の最低広告料を月割りにした金額を元に算出する。

※ 広告のデザイン料、広告掲出の製作費や施工費（広告の掲出・撤去）等、広告掲出に係る費用の一切は広告主等の負担とし、かつ上記広告料には含まない。

### (4) 申込受付期間及び申込書類等

①受付期間

令和7年1月31日（金）から令和7年11月28日（金）まで（予定）

②申込書類等

3 提出書類等を参照

### (5) 広告掲出場所の決定

広告申込書において、事業者から掲出場所の希望を確認したうえで、県が決定する。

## 3 提出書類等

①宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業申込書

②行政財産使用許可申請書

③会社概要資料等（業務内容等が分かるもの）

- ④掲出予定の広告物
- ⑤法人の登記事項証明書又は定款の写し（個人の場合には住民票抄本）
- ⑥暴力団等に該当しない旨の誓約書

※ ①から⑤についてはメールによる提出も可能。⑥については、押印した原本の郵送が必要。

#### 4 関連規程等

- (1)宮城県広告事業実施要綱
- (2)宮城県広告掲載基準
- (3)宮城県広告事業事務取扱要領

#### 5 その他留意事項等

- (1)エレベーター外扉への広告掲出の施工方法については、外扉前面への貼付を想定しているが、開閉等により広告が剥がれないよう施工すること。また、外扉へのラッピングにより広告を掲出する場合には、エレベーター保守業者の立会が必要となり、立会に係る費用は広告主等の負担となるので留意すること。
- (2)掲出した広告が剥がれ、エレベーターが停止した場合においては、県から広告主等へその損害賠償等を求めることがある。
- (3)先着順申込の広告掲出日は、申込月の翌々月開始日を想定しているが、広告内容の審査やエレベーターの稼働状況等により前後することがある。

#### 6 申請先・問い合わせ等

宮城県総務部管財課財産利用推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2353 (直通) FAX : 022-211-2298 E-mail : zaisan@pref.miyagi.lg.jp

